

ひとりで悩まないで 高齢者の皆さん 身近なところで気軽に相談を！

合志市地域
包括支援
センター

合志市地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが地域で安心して暮らせるように、本人、家族、高齢者を支援する地域の皆さんからの相談に応じています。

これまで、西合志庁舎で行なっていた相談業務をもっと身近な場所で行なえるよう、新たにヴィーブルの社会福祉会館に総合相談窓口(ブランチ)を開設します。

総合相談窓口は、相談内容に応じた情報提供や、適切な支援を行なうために高齢者の皆さんと合志市地域包括支援センターをつなぐ窓口です。

ブランチ

【総合相談窓口】ヴィーブル社会福祉会館

開設日 火曜日～金曜日(月曜日、土曜日、日曜日、祝日休み)

受付時間 午前9時～午後5時

☎248-2625

こんなときはご相談を・・・

公共料金の支払いをしようと思ったら、自分でうまくできなくて困りました。お金の管理が難しくなって不安です。何か支援してくれる福祉サービスはありませんか。

わたしはひとり暮らしで、家に閉じこもりがちです。近所の人ともあまり面識がないので、急に何かあった時が心配です。

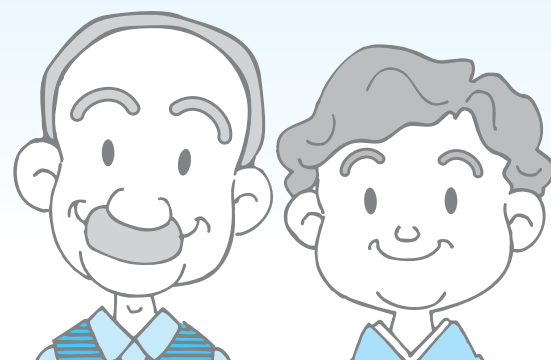
家の中で、つまづいたり転んだりすることが多かったのですが、この前、外出先で転倒して骨折してしまいました。わたしは、介護サービスを利用できますか。

実家に帰省したところ、認知症の父が高額な布団の購入をしていました。よく事情を聴くと、ほかにも健康食品など高額な契約書が出てきました。どうしたらいいか困ってます。

心配ごと

困りごと

悩みごと



現在、母は入院中ですが、退院後は自宅で介護しようと思っています。介護をするのは初めてなので、どうしたらいいかわかりません。

問い合わせ先

高齢者支援課 包括支援センター班(西合志庁舎) ☎242-1124 (合志市地域包括支援センター)

第1号被保険者(65歳以上)の皆さん 介護保険料が改定になりました

問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

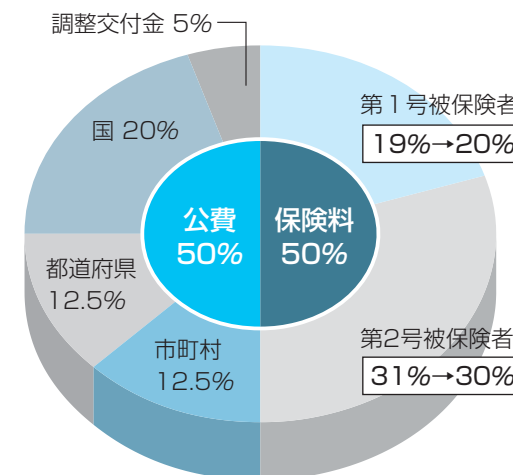
介護保険料は3年ごとに改定します

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、その給付費によって決定します。本年度は、その改定時期です。

65歳以上の人の保険料負担割合が1%増に

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、第3期介護保険事業計画で介護給付費総額の19%の負担割合でしたが、高齢化率の増加等により第4期(平成21年度～平成23年度)は、20%となりました。(全国統一)

◎介護給付費総額の財源内訳は、右図のとおり
国の負担金(調整交付金含む) ……25%
県の負担金 ……12.5%
市の負担金 ……12.5%
第1号被保険者(65歳以上) ……20%
第2号被保険者(40～64歳) ……30%



介護保険料基準額が月額4,200円から月額4,700円に

市では、今年度から平成23年度までの3年間(第4期)の介護保険事業計画を策定し、それに伴う介護保険料を見直しました。今後3年間の介護給付費の総額を約89億円、地域支援事業費を約27億円、合計約92億円を見込んでいます。平成18年度から平成20年度(第3期)の介護給付費の伸び率等と、第1号被保険者の負担率(1%増)で算定し、第4段階4,200円を平成21年度から月額3,995円と月額4,700円に決定しました。

負担能力に応じた介護保険料に

介護保険料は介護保険料基準額を基に、本人と世帯の所得額に応じて決まります。これまででは6段階の区分で保険料が決められていましたが、本年度からは基準額となる第4段階をさらに2つに分けるとともに第7段階を設け、より負担能力に応じた保険料算定基準に見直しました。各個人の年間保険料額等は6月中旬に通知します。

昨年度まで 平成18年度～平成20年度					平成21年度～				
旧区分	保険料の調整率	保険料(円)			区分	保険料の調整率	保険料(円)		
		月額	年額				月額	年額	
第1段階	×0.50	2,100	25,200		第1段階 ○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人	×0.50	2,350	28,200	
第2段階	×0.50	2,100	25,200		第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年収収入額の合計が80万円以下の人	×0.50	2,350	28,200	
第3段階	×0.75	3,150	37,800		第3段階 世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない人	×0.75	3,525	42,300	
第4段階	×1.00	4,200			第4段階(特例分) 世帯のだれかに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で前年の合計所得金額と課税年収収入額が80万円以下の人	×0.85	3,995	47,900	
			50,400		第4段階 世帯のだれかに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人	×1.00	4,700	56,400	
第5段階	×1.25	5,250	63,000		第5段階 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	×1.25	5,875	70,500	
第6段階	×1.50	6,300	75,600		第6段階 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	×1.50	7,050	84,600	
					第7段階 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	×1.75	8,225	98,700	